

お手続きの注意事項

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に厳しい子育て世帯（0歳～高校生等（※）のいる世帯）の負担の増加に対する支援を行うため、準要保護世帯等に対し臨時特別給付金を支給します。

（※）高校生等：平成14年（2002）年4月2日以降に生まれた人、または、一定の障害がある場合は20歳未満の人（就学していない人、就職している人も含む）

支給対象者

以下、支給要件①～④のいずれかに該当する方が対象となります。

支給要件①

船橋市の就学援助制度を利用している世帯

【支給要件①注意事項】

- ・6月に就学援助制度の認定資格がある方が対象となります。
- ・生活保護を受給している世帯は支給要件①の対象にはなりません。

支給要件②

就学援助制度の対象世帯と同等の収入水準で0歳～高校生等のいる世帯

【支給要件②注意事項】

- ・6月中に船橋市の住民基本台帳に記録されている方が対象となります。
- ・生活保護を受給している世帯は支給要件②の対象にはなりません。
- ・同居している方全員の収入が審査の対象となります（学生のアルバイトは除く）。

支給要件③

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、就学援助制度の対象世帯と同等の収入水準になっている0歳～高校生等のいる世帯

【支給要件③注意事項】

- ・申請時点で船橋市の住民基本台帳に記録されている方が対象となります。
- ・申請時点で生活保護を受給している世帯は支給要件③の対象にはなりません。
- ・同居している方全員の収入が審査の対象となります（学生のアルバイトは除く）。

支給要件④

0歳～高校生等のいる生活保護受給世帯

【支給要件④注意事項】

- ・6月分の生活保護を受給している世帯が対象となります。

※ただし、①～④について、国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給対象世帯は除く。

申請手続き

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、原則郵送での申請となります。

「準要保護世帯等臨時特別給付金申請書」に以下の必要書類を貼り付け、児童家庭課へ提出してください。

必要書類

共通必要書類

申請者の本人確認書類（写し）、振込先口座を確認できるもの（写し）

支給要件によっては、以下の書類が必要となります。

支給要件②で申請をする方のうち、令和2年1月1日に船橋市の住民基本台帳に記録がなかった方については、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの収入のわかるもの（確定申告書の控え・課税証明書など）が必要となります。

支給要件③で申請をする方は、令和2年2月以降の任意の1ヶ月の収入が確認できるもの（給与明細等）の写しが必要となります。

※収入が確認できるもの（給与明細等）の写しは、同居している方全員分必要です

申請期限

令和3年2月28日（日）当日消印有効

※申請は原則郵送でお願いいたします。

支給時期・支払方法

ご申請いただいてから3週間程度で、申請書に記載された口座へお振込みいたします。

申請書や関係書類に不備等がありますと、お振込みが遅れる場合があります。

船橋市からの問い合わせについて

申請内容に不明な点があった場合、船橋市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに船橋市の窓口又は警察にご連絡ください。

その他

◎やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、準要保護世帯等臨時特別給付金を支給できません。

◎指定口座の解約や変更、又は申請書の不備による振込み不能等が原因で支給ができなかった場合、船橋市が確認等を行った上で、なお必要な修正ができなかった時は支給できません。

◎当該給付金は、1世帯につき1回限りの給付となります。

◎準要保護世帯等臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽り、その他不正の手段により準要保護世帯等臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した給付金の返還を求めます。

◎準要保護世帯等臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。

◎ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先（郵送先）

〒273-8501

船橋市湊町2-10-25

船橋市 子育て支援部 児童家庭課

準要保護世帯等臨時特別給付金担当

☎047-436-2568

✉jidokatei@city.funabashi.lg.jp